

基 発 第 0130003 号

平成16年1月30日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成15年度中央労災補償業務監察結果について

標記について、別添のとおり取りまとめたので職員に周知を図るとともに、平成16年度の行政運営方針等の策定に反映するよう配慮されたい。

平成15年度

中央労災補償業務監察結果報告書

厚生労働省労働基準局

目 次

平成15年度中央労災補償業務監察結果の概要	1
第1 管内行政課題の設定及び労災補償業務実施要領等の策定状況	
1 平成14年度の状況	3
2 平成15年度の状況	3
第2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況	
1 保険給付請求書の審査等処理状況	5
2 長期未処理事案の処理状況	13
3 労災診療費の適正処理状況	16
4 第三者行為災害に係る事務処理状況	18
5 適正給付対策の推進状況	21
6 審査請求事件の処理状況	23
7 不正受給防止対策等の実施状況	25
第3 地方労災補償監察官制度の運用状況	
1 地方労災補償業務監察の実施状況	27
2 平成15年度監察実施計画の策定状況	29
第4 職員研修計画の策定及び実施状況	
1 研修計画の策定及び実施状況	31
2 平成15年度職員研修計画の策定状況	32
平成15年度中央監察実施労働局及び労働基準監督署	33

平成15年度中央労災補償業務監察結果の概要

労働災害による被災労働者は、漸減傾向にあるものの、労災保険の新規受給者は約58万人を数え、また、年金受給者は、微増ではあるが、依然として増加傾向が続いている。併せて、産業構造や労働環境が変化する中で、労災保険請求は複雑困難な事案が増加している状況にある。

これらのことを踏まえて平成15年度の中央労災補償業務監察（以下「中央監察」という。）は、25都道府県労働局（以下「局」という。）及び管下53労働基準監督署（以下「署」という。）を対象にして、適正かつ円滑な労災補償行政を行うに当たり、管内の実情等を的確に把握したうえで重点課題を定め、それらの達成に向けて業務運営が、効果的かつ効率的に行われているかについて実施した。

実施した監察項目は次の通りである。

- 1 管内行政課題の把握及び取組状況
- 2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況
- 3 不正受給等防止対策の実施状況
- 4 地方労災補償監察官制度の運用状況
- 5 職員研修計画の策定及び実施状況

以上の項目のうち、「労災保険給付等の迅速・適正処理状況」における①保険給付請求書の審査等処理状況、②長期未処理事案の処理状況、③適正給付対策の推進状況及び「地方労災補償監察官制度の運用状況」については重点的に監察を実施した。

その結果、各項目における中央監察の結果は後述のとおりであるが、全般的には、各局・署とも創意工夫をしながら業務処理体制及び手法等の見直しを含め、積極的かつ効率的な行政を推進している状況がみられた。

特に、最重点課題としている長期未処理事案の解消については、本省の処理方針に基づき、局・署及び時期的にばらつきはあるものの、各局とも局・署一体となって早期解消に努力した結果、長期未処理事案は、相当数減少している状況がみられた。

しかしながら、一部の局・署において、保険給付請求書の受付処理の不適切なもの、また、審査が不十分なもの等基本的業務処理の不徹底、及びそれらに対する指示・指導の対応が十分とはいえないものなどが散見された。

したがって、その改善に取り組み、より適正かつ効率的な運営に努める必要がある。いずれにしても、労災補償行政の迅速・適正な運営を推進するためには、業務に携

わる職員の事務処理能力の一層の向上が求められるところであるが、同時に局・署を通じた的確な業務処理体制の確立が重要であり、それに期待するところが大きい。

第1 管内行政課題の設定及び労災補償業務実施要領等の策定状況

1 平成14年度の状況

(1) 重点行政課題の設定状況

平成14年度の行政課題については、各局とも、本省の行政運営方針に基づき、管内の実情に即した行政課題について分析・検討を行い、次のような重点行政課題を設定していた。

ア 局における主な重点行政課題

- (ア) 労災保険給付の迅速・適正な処理
- (イ) 脳・心臓疾患に関する新認定基準の的確な運用
- (ウ) 被災労働者の早期社会復帰対策の総合的推進
- (エ) 労災診療費の適正払いの推進
- (オ) 行政争訟に対する迅速・的確な対応
- (カ) 二次健康診断等給付の活用の推進

イ 署における主な重点行政課題

- (ア) 労災保険給付の迅速・適正な処理
- (イ) 長期未処理事案の早期解消
- (ウ) 長期療養者に対する適正給付対策の推進

(2) 労災補償業務実施要領等の策定状況

労災補償業務実施要領（以下「実施要領」という。）等については、各局とも前年度における業務の取組状況、中央監察及び地方労災補償業務監察（第3を除き、以下「地方監察」という。）の結果、署との意見調整を踏まえ、さらに、管内の実情に即した具体的な推進方法などを検討した上で策定していた。

しかしながら、一部の局において、主要業務指針及び実施要領等の内容に具体的な事務処理が明記していないもの、あるいは、実施要領等に各給付の具体的な事務処理等を明記していないものなどの不適切なものがみられた。

2 平成15年度の状況

(1) 重点行政課題の設定状況

平成15年度の行政課題については、ほとんどの局において、本省の行政運営方針に基づき、管内の実情に即した行政課題について分析・検討を行うとともに、

総務課長通達に基づく重点化対策を取り入れた重点行政課題を設定していた。

しかしながら、一部の局において、前年の行政課題の推進状況、業務実績等进行分析、評価することなく、前年と同様の重点行政課題としているものがみられた。

(2) 実施要領等の策定状況

実施要領等については、各局とも、前年度における業務の取組状況、中央監察及び地方監察の結果、署との意見調整を踏まえ、さらに、管内の実情に即した具体的な推進方法などを検討した上で策定していた。

しかしながら、一部の局において、平成15年度の重点課題である「認定基準の的確な運用」に係る記述がないもの、あるいは、局内斉一的な事務処理の取り扱いとすべき事項について指示していないものなどの不適切なものがみられた。

第2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

1 保険給付請求書の審査等処理状況

保険給付請求書の審査等については、審査処理体制、審査処理状況及び管理者等の進行管理状況を中心に監察した。

(1) 署に対する指導状況

ア 業務処理体制等に関する指導状況

各局とも、署に対し、実施要領等により責任体制の明確化及び審査体制の確立等業務処理体制の確立、基本的業務処理の徹底、労災保険給付の迅速・適正処理等について指示するとともに、地方監察時に署の業務処理状況を把握し個別に指示・指導を行い、さらに、当該指示・指導について局全体の問題として捉え、署長会議、労災主務課長会議等で徹底している状況がみられた。

また、ほとんどの局において、実施要領等で標準処理期間を徹底しているほか、各給付の種類ごとに支払所要日数の目標を定め、迅速処理を指導している状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、業務処理における標準処理期間を明示していないものがみられた。

したがって、業務実施要領等に明示し、迅速処理の指導に努めることが必要である。

イ 管理者等の進行管理に関する指導状況

各局とも、実施要領等により長期未処理事案の未然防止・早期解消の観点から、長期未処理事案の把握、適切な指示・指導の実施、処理経過簿等への記載など進行管理の徹底を重点事項として指示するとともに、さらに、実地監察時等において指導している状況がみられた。

しかしながら、一部の署においては、依然として事務処理に次のような不適切なものがみられた。

- ① 特段の理由がないにもかかわらず、保険給付請求書等のOCR入力が遅延しているもの
- ② 業務起因性及び休業の必要性について、必要な調査を行わずに支給決定しているもの
- ③ 実地調査の遅れ等内部要因により長期未処理となっているもの

④ 処理に多くの調査を要する事案について、調査計画を策定することなく非効率な調査を行っているもの

⑤ 長期未処理事案の処理経過簿等に署長の具体的指示及びその記載がないもの

したがって、署の事務処理状況を的確に把握し、問題点等の原因を分析・検討した上で、より一層の指示・指導に努める必要がある。

(2) 署における事務処理状況

ア 保険給付請求書の処理状況

(ア) 審査処理状況

保険給付請求書の審査に当たっては、ほとんどの署において審査体制を確立し、労災保険給付事務取扱手引（以下「給付事務手引」という。）、労災保険業務機械処理事務手引（以下「機械処理手引」という。）及び実施要領等によるほか、一部の署においては、組織体制及び管内の実情に基づいた審査要領・審査のチェックポイントを独自に作成し、適正処理に努めている状況がみられた。

さらに、一部の署においては、次のように適切な審査処理に努めているものがみられた。

① 実施調査復命書において、平均賃金算定内訳欄に表計算ソフトを活用して計算誤りの解消に努めているもの

② パソコンを活用して、各種復命書・聴取書等を共有フォルダーに管理し、調査担当者が閲覧することによって過去の同種事案の事務処理について調査の参考としているもの

しかしながら、一部の署においては、保険給付請求書の不備返戻処理について、決裁を受けずに返戻しているものや不備返戻簿の記帳整理が行われていないものなど不適切な処理を行っているものがみられた。

したがって、印漏れ等補正し難いものについては、決裁を受け返戻処理し、その後の経過を確実に不備返戻簿に記帳するなど適正な処理を行う必要がある。

(イ) 実地調査事案の選定状況

実地調査事案の選定基準については、ほとんどの署において実施要領等により、次のような項目を重点としている状況がみられた。

- ① 保険関係、労働者性、業務（通勤）上外に疑義があるもの
- ② 平均賃金が高額なもの
- ③ 第三者行為災害に関するもの
- ④ 医学的な意見を必要とするもの

しかしながら、一部の署においては、実地調査事案に選定すべき事案にもかかわらず、実地調査を行わず支給決定しているものがみられた。

したがって、適正給付の観点から管理者は、実地調査の実施についての的確な確認を行う必要がある。

(ウ) 医証の収集に関する状況

業務上疾病等の事案については、ほとんどの署において、主治医等に対する医証の提出を依頼するに当たって、依頼事項を事前に面談又は電話で説明の上、提出期限を示して文書依頼している状況がみられた。

また、地方労災医員、労災協力医（以下「地方労災医員等」という。）に対しては、原則として面談の上、医証の提出を依頼している状況がみられた。

特に、一部の署においては、事案により主治医等に対する医証の提出を依頼する前に地方労災医員等の助言を受けるなど、的確な判断に必要な医証の収集に努めているもの、さらに、提出期限を示して依頼し、提出期限を経過したものについては、文書・電話等で督促し、場合によっては直接医師に面談を行うなど迅速処理に努めている状況がみられた。

しかしながら、一部の署においては、提出期限を示さずに依頼しているものや、主治医等から長期間にわたって回答がないにもかかわらず、電話照会を繰り返すのみで、適切な督促を行わずに放置した結果、長期未処理となっているものがみられた。

したがって、医証を依頼する場合は提出期限を明示し、主治医等からの回答が遅れている事案については、時期を逸することなく適切な督促を行い、医証収集の迅速化に努める必要がある。

(エ) 迅速・適正処理のための管理者の進行管理

ほとんどの署において、管理者は保険給付請求書の処理に関して、毎月配信される各種未処理事案リストに、処理経過を記載させるなど業務処理の進捗状況を把握した上で、指示・指導を行い、また、毎月の課内会議等に出席し、未処理事案の進捗状況の確認、調査手法等の検討を行うなど迅速処理の

進行管理に努めている状況がみられた。

しかしながら、一部の署においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 審査、調査着手の遅れ等内部要因により長期未処理となったもの
- ② 相当数の長期未処理事案を抱えているにもかかわらず、管理者が、長期未処理事案を解消するための具体的な指示・指導を行わないなど、進行管理を十分に行っていないもの
- ③ 処理に一定の期間を要すると思われる事案であるにもかかわらず、管理者が処理経過簿等の作成を指示していないもの
- ④ 処理経過簿等の決裁欄が課長までとなっており、署（次）長が事案の把握、具体的指示・指導を行っていないもの
- ⑤ 調査計画書の未作成又は調査計画書の内容が不十分であるにもかかわらず、管理者が的確な指導等を行っていないもの

したがって、管理者は、調査等の進捗状況を的確に把握し、担当者に対して適切な指示・指導を行うなど進行管理に努める必要がある。

イ 保険給付請求書の審査等処理状況

(ア) 療養（補償）給付請求書の審査処理状況

療養（補償）給付請求書の審査に当たっては、ほとんどの署において、給付事務手引、実施要領等に基づき、保険関係、労働者性、業務（通勤）上外、第三者行為災害等を重点に審査を行い、適正な処理に努めている状況がみられた。

しかしながら、一部の署においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 現認者の職名・氏名が未記入であるにもかかわらず、確認等を行っていないもの
- ② 労働者性の調査が十分に行われていないもの
- ③ 災害性腰痛症による請求で、災害発生状況の内容等からは、業務起因性が明らかでないにもかかわらず、調査確認等を行っていないもの
- ④ 請求書の記載欄において、不適切な内容があるにもかかわらず、十分な審査が行われていないもの

したがって、必要事項が漏れなく記載されているか、災害発生状況等に疑義がないかなど適切な審査が行われるよう審査・決裁の充実を図る必要がある。

(イ) 休業（補償）給付請求書の審査処理状況

休業（補償）給付請求書の審査に当たっては、ほとんどの署において、療養（補償）給付請求書の審査と同様の事項を審査するほか、平均賃金、待期間、療養日数と休業日数との関連、傷病の状態と休業の必要性等を重点に審査し適正な処理に努めている状況がみられた。

しかしながら、一部の署においては、次のような不適切なものがみられた。

① 骨折、打撲、創傷等で負傷から相当期間経過し、休業期間に比べて診療実日数が著しく少ないにもかかわらず、休業の必要性について調査をしていないもの

② OCR入力を受付当日又は翌日に行われていないもの

③ 傷病年金への移行要件を満たしているにもかかわらず、移行処理が行われないもの

したがって、休業の必要性等について、適切な審査が行われるよう審査・決裁の充実を図る必要がある。

(ウ) 障害（補償）給付請求書の審査処理状況

障害（補償）給付請求書の審査及び認定に当たっては、ほとんどの署において、給付事務手引及び障害等級認定基準によるほか、医学的専門知識を求められる事案に係るものについては、地方労災医員等を活用しながら、適正な処理に努めている状況がみられた。また、障害の実地調査を複数の職員により行うなど適切な事務処理に努めている状況がみられた。

しかしながら、一部の署においては、次のような不適切なものがみられた。

① 障害等級認定に当たって医学的な判断を要するにもかかわらず、地方労災医員等から意見書等を徴していないもの

② 障害認定を単独で行うことが常態化しているもの

③ 障害等級の認定に関する専門医等の意見書の求め方が不適切なもの

したがって、必要に応じ地方労災医員等の活用を図るほか、適正な障害認定、不正受給防止及び業間研修の観点から、複数の職員により障害の状態を確認するなど適切な審査に努める必要がある。

(エ) 遺族（補償）年金・一時金請求書の審査処理状況

遺族（補償）年金・一時金請求書の審査等に当たっては、ほとんどの署において、給付事務手引、機械処理手引、実施要領及び労災保険給付のチェッ

クポイント等で受給資格者の確認を行って、適正な処理に努めている状況がみられた。

しかしながら、一部の署においては、被災者や受給資格者の生年月日の転記誤り等による不適切な事務処理がみられたことから、より一層適正な事務処理に努める必要がある。

ウ 保険給付に係る決定の取消状況

平成14年度中に支給決定を取り消し、不支給とした事案は、療養（補償）給付請求に関するものが4件、療養の費用請求に関するものが1件、休業（補償）給付請求に関するものが3件みられた。

取消事案となったものの中には、事実関係の適切な把握により未然に防止できたと思われる内容のものもみられたことから、的確な審査・調査の実施に努める必要がある。

エ 保険給付請求書等のOCR入力状況

保険給付請求書等のOCR入力に当たっては、各局とも実施要領等において、受付当日（入力できない時は翌日）に必ず入力するよう定めているが、一部の署においては、①請求書の受付から入力までの牽制体制が整っていないもの、②休業（補償）給付請求書のOCR入力が遅延しているものなどの不適切なものがみられた。

したがって、OCR入力については受付後直ちに入力するとともに、請求書の散逸防止、不正受給、支払関係の事故防止等の観点から、基本的業務処理の徹底を図り、給付事務手引等に基づき適正な業務処理体制の整備に努める必要がある。

(3) 年金給付業務の処理状況

年金給付業務については、支給決定時及び定期報告書審査時の事務処理状況、支給決定時の厚生年金保険等（以下「厚年等」という。）との調整状況、定期報告書未提出による支払差止め状況及び基本権取消事案の処理状況を中心に監察した。

ア 署に対する指導状況

年金給付業務については、ほとんどの局において、給付事務手引、機械処理手引、実施要領及び労災保険給付のチェックポイント等に基づき適正処理の徹底を図るとともに、支給決定、定期報告書の審査、厚年等の調整等の事務処理

を重点項目として設定し、署長会議、労災主務課長会議等で問題点等について指示を行うほか、地方監察時等に指導するなど、適正な事務処理の推進に努めている状況がみられた。

しかしながら、ほとんどの局において、生年月日等の転記誤りによる基本権取消事案（53件）、また、一部の局において、厚年等との併給調整に適正を欠いているにもかかわらず、署に対して指導を行っていないものや、文書による事務指導を署に対して行っているものの、その後の報告を受けていないものがみられた。

したがって、①支給決定時、決議書入力時及び定期報告書審査時における管理者の審査・決裁の充実、②厚年等との併給調整の徹底、③文書等による事務指導を行った場合に結果報告を求めて事跡を残すなどについて一層の指導に努める必要がある。

イ 署における事務処理状況

年金給付の事務処理については、ほとんどの署において、給付事務手引、機械処理手引、実施要領及び労災保険給付のチェックポイント等に基づき、支給決定時及び定期報告書審査時に生年月日等の基本項目についての請求書と戸籍謄本等との照合、請求書等と入力結果との照合、厚年等の未調整事案の照会、調査等を行うなど適正処理に努めている状況がみられた。

しかしながら、一部の署において、次のような不適切なものがみられた。

- ① 受給資格者の生年月日等の転記誤り、支給事由発生前年月日の転記誤り等により基本権取消を行ったもの
- ② 厚年等との未調整事案の照会、調査が十分でないもの
- ③ 受給資格者に対する調査不足など適正を欠くもの

したがって、支給決定時、決議書入力時及び定期報告書審査時における管理者の審査・決裁の充実及び給付事務手引、実施要領等に基づく処理の徹底を図る必要がある。

(ア) 厚年等との調整関係の事務処理状況

厚年等との併給調整の事務処理に当たっては、ほとんどの署において、①支給決定時の請求人等への厚年等の加入状況及び受給資格等の確認、厚年等との併給調整制度の説明及び社会保険事務所等への請求の指導、②社会保険事務所等に対する請求・裁定状況の照会、③厚年等未調整・厚年等年額未登

記リスト（以下「厚年等未調整リスト」という。及び定期報告書による未調整事案の把握など、調整漏れのないよう適正処理に努めている状況がみられた。

しかしながら、一部の署においては、労災年金の支給決定後相当期間経過しているにもかかわらず、厚年等との調整について、調査中・請求中（みなし調整）となったままで長期間未調整となっているものがみられた。

したがって、未調整事案については、厚年等未調整リスト及び定期報告書によりの確に把握するとともに、請求人及び社会保険事務所等に対し積極的に照会するなど、早期処理に取り組む必要がある。

(イ) 定期報告書の提出・処理状況

平成14年度における定期報告書の提出件数は51,727件(99.8%)で、未提出件数117件(0.2%)のうち支払差止め処理したものは66件であった。

支払差止め事案の多くは所在不明等のものであるが、ほとんどの署において、市町村や親族等に対して所在確認のための調査を実施し、支払差止めの解除の努力をしている状況がみられた。

しかしながら、一部の署においては、所在確認のための調査が市町村への照会のみとなっているものなど定期報告書の未提出者に対する支払差止め後の調査等に不適切なものがみられた。

したがって、定期報告書未提出事案、支払差止め事案については、受給権者の所在確認のため、市町村等への照会、戸籍謄本等により親族の把握を行った上、必要に応じて実地調査を行うなど適切な事務処理を行う必要がある。

(ウ) 年金基本権の取消状況

基本データの誤りによる基本権取消事案は13署24件（監察実施署）で、その内容は被災者・受給権者等の生年月日、支給事由発生日、治癒年月日の転記誤り等によるものであった。

したがって、年金基本権取消事案の発生を防止するため、①支給決定時及び定期報告書審査時に生年月日等の基本項目について、請求書と戸籍謄本等の添付資料との照合、②請求書等と入力結果の照合を行うなど、より一層適正な事務処理に努める必要がある。

2 長期未処理事案の処理状況

平成14年度末現在の長期未処理事案は、疾病関係が319件（うち脳・心臓疾患事案89件、精神障害事案62件）、第三者行為災害関係が774件、その他が441件となっており、その総数は1,534件となっていた。

疾病関係のうち、脳・心臓疾患事案の12か月以上未処理となっている事案は10局29件で、その主なものは、①審査着手及び実地調査の遅れ18件、②取りまとめの遅れ9件となっており、また、精神障害事案の12か月以上未処理となっている事案は8局24件で、その主なものは、①審査着手及び実地調査の遅れ9件、②取りまとめの遅れ6件となっている。いずれも内部要因と思われるものが大半を占めている状況であった。

なお、署においては、長期未処理事案（療養（補償）給付及び休業（補償）給付請求書については受付から3か月以上、障害（補償）給付請求書、遺族（補償）給付請求書及び疾病関係請求事案については受付から6か月以上未処理のもの）について、早期解消の取組状況及び管理者等の進行管理を中心に監察した。

(1) 署に対する指導状況

長期未処理事案の早期解消については、各局においては、地方監察時において本省から毎月配信される各種未処理事案リスト及び署作成の処理経過簿等により長期未処理となっている事案を把握し、必要に応じて指示・指導を行うとともに、管理者に対しては、署長会議、労災主務課長会議等において、処理経過簿等により的確に進捗状況を把握し、管理者指示欄に具体的指示・指導事項を記載するなどの進行管理を行うよう指導している状況がみられた。

特に、脳・心臓疾患及び精神障害等の事案に対しては、ほとんどの局において、従来の方法に加えて①局が、調査計画の段階から参画して助言・指導を行うなどの体制をとっているもの、②局に指導班等を設置し、適宜、局・署検討会を開催するなどの協議体制を確立しているもの、③毎月又は四半期ごとに長期未処理事案の処理経過を報告させ、必要な助言・指導を行っているもの、④地方労災医員等による相談日を設定し、医学的意見や資料の入手等に関してアドバイスを受けているものなどの手法により、署との連携を図っている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 長期未処理事案の把握が、実地監察時のみにとどまっているもの
- ② 署管理者に対する進行管理の指示・指導が、不十分又は行われていないもの

の

- ③ 長期未処理事案の把握はなされているものの、現況の把握だけにとどまっておき、指示・指導が行われていないもの
- ④ 主治医への照会及び各調査等が、並行処理可能と思われる事案に対して適切な指示・指導が行われていないもの
- ⑤ 処理経過簿が作成されていないもの、又は、署管理者の指示・指導の事跡が残されていないことに対して、適切な指示・指導が行われていないもの
- ⑥ 自賠償保険との調整が遅れていることを理由に不備返戻するなど、不適切な処理が行われているにもかかわらず、適切な指示・指導が行われていないもの

したがって、長期未処理事案については、内部要因によるものが多く、局・署管理者の進行管理、支援体制の確立等が重要であることから、従来より中央監察で指摘しているとともに、運営方針等において指示しており、その解消を図るため管理者は、監察官が地方監察の際に的確な状況を把握し、具体的な指示・指導を行うよう指示する必要がある。また、長期未処理事案を相当数抱えている、又は危惧される署に対しては、その原因分析及び対策の検討を指示するとともに、地方監察時以外にも業務指導を行わせるなど、局・署一体となった積極的な取り組みが必要である。

さらに、署における迅速処理の阻害要因となっている医療機関等又は第三者行為災害に係る保険会社からの回答遅れ等によるところの外部要因を解消するためには、医療機関等に対する指導、専門医の確保、保険会社等との連携強化などといった対応策を図るなど、局が積極的に関与する必要がある。

(2) 署における処理状況

ア 長期未処理状況

平成14年度末現在の長期未処理事案（監察実施署）は、療養（補償）給付請求が704件、休業（補償）給付請求が257件、障害（補償）給付請求が113件、遺族（補償）給付請求が113件となっており、その総数は1,187件となっていた。

なお、一部の署においては、受付後1か月又は2か月经過時点で未処理事案名簿等により管理者が推進状況を把握して的確な指示・指導等を行い、また、脳・心臓疾患、精神障害等の事案について組織的に業務処理を行うなどにより、

長期未処理事案の発生していない状況がみられた。

(ア) 長期未処理となっている主な理由は、次のとおりである。

① 自賠償保険等からの回答の遅れ	180件
② 意見書等の依頼の遅れ	175件
③ 実地調査等の遅れ	161件
④ 取りまとめの遅れ	158件
⑤ 事業主・請求人等からの資料の提出の遅れ	121件
⑥ 審査着手の遅れ	119件
⑦ 第三者行為災害届又は報告書の提出の遅れ	97件

(イ) 長期未処理事案のうち、1年以上未処理となっていたのは149件(12.6%)で、その事案の内容は次のとおりであった。

a 疾病関係(63件 42.3%)

① 脳・心臓疾患事案	29件
② 精神障害事案	16件
③ ①、②以外の疾病	18件

b 第三者行為災害関係(72件 48.3%)

c その他(14件 9.4%)

したがって、管理者は、これらの長期未処理の原因を把握し、的確な指示・指導を行うなどして早期解消に努める必要がある。

イ 長期未処理事案の早期解消への取組状況

長期未処理事案の早期解消に当たっては、ほとんどの署において、毎月配信される各種未処理事案リスト又は処理経過簿等により署長及び次長が事案を把握し、必要に応じて課内会議等で事案ごとの調査の進捗状況について協議・分析し、指示・指導を行っている状況がみられた。

また、脳・心臓疾患、精神障害等の事案に対しては、ほとんどの署において、調査計画の策定段階で問題点の把握及び調査事項等について検討を行っている状況がみられた。

特に、一部の署においては、次のような方法により早期処理に努めている状況がみられた。

- ① 管理者は、未処理事案をパソコンで管理して進捗状況を把握・確認し、調査の方向性等の指示・指導を行っているもの

② 初度調査を重視して調査計画書を作成し、署内で事案ごとに指示・指導を行っているもの

しかしながら、一部の署においては、次のような不適切なものがみられた。

① 審査・調査着手の遅れ等の内部要因による長期未処理に対して、適正な進行管理と指示等がなされていないもの

② 複雑困難事案について、処理計画等が策定されていない又は不適切なもの、及び処理経過の事跡が残されていない又は不適切なもの

③ 処理経過に1～2ヶ月間の空白があるにもかかわらず、管理者の指示等がなされていないもの

④ 主治医等に対する意見書依頼について、提出期限を明示していないもの又は不必要な依頼をしているもの

⑤ 署長から繰り返し指示がなされているにもかかわらず、適切な対応がなされていないもの

以上のことから、長期未処理の解消に当たって、管理者は、未処理事案の原因の分析等を行った上で事務処理体制の見直しを図るほか、調査計画の策定内容、調査の進捗状況を確認し、具体的な指示・指導を行うなどの確な進行管理を図ることにより、長期未処理の早期解消に努める必要がある。

3 労災診療費の適正処理状況

労災診療費（以下「診療費」という。）については、（財）労災保険情報センター地方事務所（以下「R I C事務所」という）等に対する指導状況及び診療費長期未処理事案の解消状況を中心に監察した。

(1) 労災診療費の審査状況

局及びR I C事務所が、それぞれの業務分担に基づいて診療費の点検・審査事務を行っている状況がみられ、医学的な判断を要するものなどについては、診療費審査委員会等で検討・審査を行うなど、適正な審査処理に努めている状況がみられた。

しかしながら、毎年実施されている会計検査院の实地検査において相当数の不適正払いの指摘を受けている状況にある。

このことから、平成14年度に实地検査が行われた局においては、労災診療費算定基準等に関し、適正な請求事務処理について医療機関に対して研修や電話指

導等を実施するとともに、指摘のあった医療機関に対しては、個別に訪問しての実地指導の徹底等、再発防止に努めている状況がみられた。

また、実地検査のなかった局においても、検査結果として本省から示された指導事項を踏まえ、医療機関に対する説明会の開催や個別指導の実施、R I C事務所と連携して点検の強化を図り、適正な審査処理の徹底に努めているなどの状況がみられた。

(2) R I C事務所に対する指導状況

ア 事前点検項目に対する指導状況

診療費については、ほとんどの局において、R I C事務所のレセプト事前点検が的確に行われるよう、R I C事務所との連絡会議、R I C事務所職員に対する研修等の場において、事前点検に当たっての留意事項等について指導を行っている状況がみられた。

特に、会計検査院からの指摘が多い入院料及び手術料等については、重点点検項目として指導の徹底を図っているものや、点検上の留意項目を記載した文書を配布し、注意を喚起している状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、個々の事案ごとに電話等による随時指導は行われているものの、体系立てた指導が行われていないのがみられたことから、R I C事務所に対する事前点検に当たっての指導を更に強化する必要がある。

イ 局の審査結果に係るR I C事務所へのフィードバックの状況

局における審査の結果は、ほとんどの局において、R I C事務所の点検結果連絡表の摘要欄に記載の上フィードバックし、誤りの多い項目については、事前点検が的確に行われるよう、R I C事務所との連絡会議・研修会等において具体的に指導している状況がみられた。

(3) 誤請求のあった指定医療機関等に対する指導状況

レセプトの審査の結果、誤請求のあった指定医療機関等に対しては、各局とも審査の都度、個別に電話又は文書による指導がみられた。また、ほとんどの局においては、誤りの多い指定医療機関に赴いて個別に実地指導を行っているもの、指定医療機関等に対する説明会を開催するなどにより周知している状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、誤請求の多い指定医療機関等に対して個

別の実地指導が行われず、電話指導にとどまっているものがみられた。

したがって、これら誤請求の多い指定医療機関に対する個別の実地指導を更に強化し、一層の適正な診療費の審査を行う必要がある。

(4) 診療費長期未処理事案の解消のための取組状況

診療費の長期未処理事案については、ほとんどの局において、未処理事案一覧表等を活用し、個別事案ごとの原因を把握した上で解消に努力している状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 医療機関に照会文書を発出したままで、その後の事跡もなく、長期間にわたって解消されていないもの
- ② 長期未処理件数が、前回監察時から大幅に増加しているのに具体的措置を講じていないもの
- ③ 5号未提出事案又は局保留事案等が相当数有るのに、具体的措置を講じていないもの

したがって、長期未処理事案の解消のためには、局において、①署に対して地方監察時以外にも業務指導すること、②医療機関に対して時機を失することなく督促すること、③他局との連携調整を密にすることなどにより、早期処理に努める必要がある。

4 第三者行為災害に係る事務処理状況

第三者行為災害に係る事務処理については、求償権の行使の差し控え事案（以下「求償差控事案」という。）の事務処理状況、自賠償保険との調整状況、保険会社との連携状況及び損害賠償金の債権管理状況を中心に監察した。

(1) 局の事務処理及び署に対する指導状況等

ア 求償差控事案の事務処理状況

求償差控事案については、ほとんどの局において、第三者行為災害事務取扱手引（以下「事務処理手引」という。）に基づき、署から報告された「求償権取得・債権発生通知書（求償差し控え該当事案）」及び添付された第三者行為災害届（写）等により、また、必要に応じ署から追加資料を求めるなどして、求償差控事案に該当するか否かの確認・調査を行った上、適正に決定している状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 求償差控事案の判断において、追加資料の収集や調査が必要であるにもかかわらず、実施していないもの
- ② 第二当事者の財産調査等を十分行わないまま無資力と判断して求償差控事案にしているもの
- ③ 同一作業場で作業を行う事業主を異にする労働者の加害行為によるものとしているが、相互に損害賠償責任を負う危険性を有しているとは認められないものなど要件の検討が不十分であるもの

したがって、求償権行使の差し控えの決定に当たっては、局において必要に応じ復命書等の関係資料を収集し、調査を行った上、的確な判断を行う必要がある。

イ 第三者行為災害に係る損害賠償金の債権管理

損害賠償金債権の確認調査決定に当たっては、ほとんどの局において、署長から送付された「保険給付（求償権取得・債権発生）通知書」等により、また、必要に応じて保険会社等に照会するなどして適正に処理している状況がみられた。

また、納入告知の納期限までに応償されない債権については、ほとんどの局において、督促状を発行の上、債権回収計画を策定し、電話・文書催告及び臨戸徴収を実施していた。

なお、保険会社等との求償事務に係る調整については、ほとんどの局においては、文書・電話・面談等により、随時、事案毎に調整が行われていた。

しかしながら、一部の局においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 「保険給付（求償権取得・債権発生）通知書」を受けた後、保険給付の完了時又は時効直前まで保留し、それぞれ一括して債権確認決議を行っているものや「保険給付（求償権取得・債権発生）通知書」を受けたものの、長期間にわたり債権確認決議を行っていないもの
- ② 保険会社との事前調整が原因となって、求償権発生から納入告知まで長期間を要しているもの
- ③ 督促状を速やかに発行していないもの
- ④ 債権回収計画が策定されていないもの、又は、計画の内容が不十分なもの

の

- ⑤ 債権回収計画を策定しているものの、その実施が十分ではないもの、又は、納入計画書、債務承認書等を提出させているが、その履行を求めているもの
- ⑥ 督促状の発出のみで、その後の追跡調査の実績がなく、一部納入、債務承認等の措置を講ずることなく時効が完成しているもの
- ⑦ 督促等処理経過の事跡が残されていないもの

したがって、歳入徴収官は、署長より「保険給付（求償権取得・債権発生）通知書」等の送付を受けた時、その都度遅滞なく債権確認決定決議を行う必要がある。また、納付期限までに履行されない債権については、速やかに督促状を発行し、的確な債権回収計画を策定の上、臨戸による一部納入、債務承認などの時効中断措置を講じて処理経過の事跡を残すなど、積極的な債権の保全確保に努める必要がある。

なお、債権に係る延滞金については、債務者から徴収する必要がある。

ウ 署に対する指導状況

第三者行為災害に係る事務処理については、ほとんどの局において、業務研修、担当者会議、地方監察時等の機会を捉えて適正処理の指示・指導に努めている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、第三者行為災害届等に不備・不適正なものがあるにもかかわらず、指導していない不適切なものがみられた。

したがって、会議での徹底、職員研修等の充実を図るなど適正な処理が行われるよう指導に努める必要がある。

(2) 署における事務処理状況

第三者行為災害に係る事務処理については、ほとんどの署において、事務処理手引により適正処理に努めている状況がみられたが、一部の署においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 第三者行為災害届を徴することなく保険給付しているもの
- ② 念書を徴していないもの、また、念書を徴しているが、提出日付や受付印の押印のないもの
- ③ 第一当事者の過失割合、第二当事者の無資力等の判断に誤りがあるもの
- ④ 第二当事者不明事案で追跡調査をしていないもの
- ⑤ 歳入徴収官への保険給付（求償権取得・債権発生）通知が遅延しているもの

の

- ⑥ 保険会社との調整中に内部事務を並行処理していないもの
- ⑦ 三者行為災害処理経過簿を事案処理後一括作成しているもの

したがって、事務処理手引等に基づき適正な事務処理を行う必要がある。

ア 自賠責保険等との調整事務の処理状況

自賠責保険等との調整事務については、各署とも、事務処理手引及び実施要領等に基づき、保険会社等に対し支払状況等を確認している状況がみられた。

しかしながら、一部の署においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 保険会社等への文書照会后、相当期間経過しているにもかかわらず、督促等の事跡がないもの

- ② 自賠先行に固執して処理が長期化しているもの

したがって、保険会社等に対しては期限を示して照会し、回答が遅れているものについては、督促又は直接担当者に面談するなどにより事案の早期処理に努める必要がある。また、場合によっては、請求人の意向を確認するなどの的確な事務処理に努める必要がある。

イ 求償差控事案の事務処理状況

求償差控事案については、ほとんどの署において、「求償権取得・債権発生通知書(求償差し控え該当事案)」により、四半期ごとに取りまとめ、歳入徴収官あて報告している状況がみられた。

しかしながら、一部の署においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 第二当事者の無資力調査が、本人の聴取のみとなっているものなど調査が不十分なもの

- ② 歳入徴収官へ報告することなく、署長限りで求償権の行使を差し控えているもの

したがって、署においては、事務処理手引等に基づき的確な調査を実施し、十分検討を行った上、歳入徴収官へ報告する必要がある。

5 適正給付対策の推進状況

(1) 適正給付対策(振動障害を除く。)の推進状況

適正給付対策については、調査対象者の選定状況及び推進状況を中心に監察した。

ア 署に対する指導状況

適正給付対策の推進については、ほとんどの局において、本省通達及び実施要領等により署が選定した調査対象者に係る症状照会等の調査の実施状況を地方監察時に把握し、必要に応じて指示・指導を行っている状況がみられた。

また、一部の局においては、次のような状況がみられた。

- ① 署から定期的に推進状況の報告を求め、指示・指導を行っているもの
- ② 実地監察時以外にも署に赴き個別指導を行っているもの
- ③ 局・署合同の適正給付対策会議を開催し、推進方法等を協議の上、指示・指導を行っているもの
- ④ 局・署合同で主治医に対して実地調査を行っているもの

しかしながら、一部の局においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 医証等の提出依頼等を行っても回答がない事案について、その後の処理経過の事跡を必ず記録するよう指導する必要があるもの
- ② 治ゆ（症状固定）と判断されるものについて、地方労災医員等の活用を図るなどして早期に適正な処理を行うよう指導する必要があるもの
- ③ 署管理者の各種リストの活用が不十分なためリストの見方、活用方法の指導が必要なもの

したがって、調査対象者に係る症状等の調査の推進状況を的確に把握し、さらに、調査対象者の症状等が的確に把握され、時機を逸することなく調査等が行われるように指示・指導を行うなど、局・署一体となった適正給付対策の推進に努める必要がある。

イ 署における事務処理状況

適正給付対策の推進については、ほとんどの署において、調査対象者を選定後主治医に対して症状照会を行い、その後、必要に応じて調査対象者及び主治医に面談するなど適正給付に努めている状況がみられた。さらに、一部の署においては、事務処理にパソコンを活用し、症状照会の記録、次回調査事項・時期等の入力・管理を行い、症状等の調査の時機を逸することのないように努めている状況もみられた。

しかしながら、一部の署においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 傷病の状態等からみて、治ゆ（症状固定）と判断されるものについて地方労災医員等を活用していないもの

- ② 症状照会に対する主治医の意見書に治ゆ予定年月日の記載がされているにもかかわらず、適切な追跡調査を行っていないもの

したがって、適正給付対策の推進に当たっては、調査対象者の症状等を的確に把握し、地方労災医員等の意見を徴するほか、主治医の意見書等に症状固定の見込み時期等が記載されている場合は、時機を逸することなく調査・確認を行い、また、管理者は主治医の意見書等の内容を精査して適切な指示・指導を行うなどの的確な進行管理を行う必要がある。

(2) 振動障害適正給付対策の推進状況

振動障害適正給付対策については、年次計画（第6次3か年計画）の策定状況及び地方労災医員等の活用状況を中心に監察した。

ア 署に対する指導状況

振動障害適正給付対策の推進については、ほとんどの局において、年次計画等に基づき、調査対象者に係る症状照会等の調査の実施状況を地方監察時に把握し、必要に応じて指示・指導するとともに、事案により、医学的意見の聴取など地方労災医員等の活用を図っている状況もみられた。

また、一部の局においては、次のような状況がみられた。

- ① 調査対象者が多い署について、その一部を局において調査等するなどの支援しているもの
- ② 署の実地調査に局が同行しているもの
- ③ 治ゆ（症状固定）の判断等が困難な事案について、労災医員協議会等に諮り医学的意見を得ているもの
- ④ 局・署合同の適正給付管理対策会議等を開催し、調査対象者の確認、調査方法、調査時期等について協議等を行っているもの

イ 署における事務処理状況

振動障害適正給付対策の推進については、年次計画等に基づき、適正給付に努めている状況がみられ、事案によっては個別に局と協議等を行い、指示・指導等を受けるなど、局との連携を図り適正給付に努めている状況がみられた。

6 審査請求事件の処理状況

審査請求事件については、決定状況及び支援体制を中心に監察した。

(1) 年度別審査請求処理状況及び所要期間別決定状況

年度別審査請求処理状況は第1表のとおりであり、審査請求事件の決定件数は、平成14年度において相当増加してはいるものの、新規請求件数も増加しているため、処理率は結果的に横這い傾向となっていた。

また、平成14年度の所要期間別決定状況は第2表のとおりであるが、決定件数838件中、90日を超えるものが616件で73.5%を占めており、決定まで長期間を要している状況がみられた。

第1表 平成14年度監察対象局の年度別推移

項目	平成12年度	平成13年度	平成14年度
前年度末残件数(件)	214	240	301
(対前年比%)		(112.1)	(125.4)
新規請求件数(件)	786	826	998
(対前年比%)		(105.1)	(120.8)
決定件数(件)	697	687	838
(対前年比%)		(98.6)	(122.0)
処理率(%)	69.7	64.4	64.5
(対前年比%)		(92.4)	(100.2)

件数は併合、取下げを除く。

処理率＝決定件数÷(前年度末残件数＋新規請求件数)×100

第2表 平成14年度所要期間別決定状況

所要期間	90日以内	91日以上180日以内	181日以上1年以内	1年を超え2年以内	2年を超えるもの	合計
決定件数(件)	222	398	175	36	7	838
構成比(%)	26.5	47.5	20.9	4.3	0.8	100.0

(2) 審査請求事件の迅速処理及び支援体制の状況

局管理者の審査請求事件の把握については、各局とも毎月、審査処理計画等により行っている状況がみられた。

局管理者等の支援体制については、ほとんどの局において、審査請求事件ごと

に処理方針及び問題点を確認した上で、その内容に応じた助言・進行管理が行われていた。

また、一部の局においては、審査請求の受付直後に原処分庁から実地調査復命書及び関係書類をファックス等で提出させるなどの方法で早期着手及び迅速処理を図るなど、処理日数の短縮に努めている状況がみられた。

審査請求事件の処理状況については、決定件数は増加しているが、前年度からの繰越件数及び新規請求件数は増加傾向にあることから、90日以内に決定されたものは26.5%にとどまっている。

したがって、繰越し事件の早期処理を図ることはもとより、労災保険審査請求事務取扱手引に基づいて3か月以内を目標とした事件の計画的、効率的な処理及び局管理者等の支援体制の強化並びに署に対する問題点等の指導等に努力する必要がある。

7 不正受給防止対策等の実施状況

不正受給防止対策等については、各局とも、重点事項として昭和63年8月31日付け労働省発労徴第63号 基発第561号 職発第486号「労働保険に係る不正受給防止対策等の充実、強化について」、同日付け補償課長事務連絡「労災保険金不正受給の防止対策に係る留意点について」、平成12年4月27日付け補償課長 労災保険業務室長事務連絡「不正受給防止に係る短期給付一元管理システムの活用について」及び「第一線職員のための労災実務必携（平成14年3月28日）」等を踏まえて取り組んでいる状況がみられた。

署に対する指導に当たっては、実施要領等に不正受給防止対策等を定め、又は労災保険不正受給等防止対策実施要領を策定し、保険給付チェックポイントによる管理者等の点検の実施や不正受給防止に係るリストの活用を図るよう署長会議、労災主務課長会議及び地方監察時等で指導・周知に努めている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 請求書に係る職制ごとの点検審査体制が、不正受給防止の観点から不適正であるもの
- ② 不正受給に係る署への投書の情報が局に報告されていないもの

また、不正受給防止対策等を講じているにもかかわらず、中央監察実施対象局で8局15件の不正受給等の発生がみられた。

したがって、審査体制の確立、各級管理者によるチェック及び情報の収集等を行うとともに、局・署間の十分な連携を図り、不正受給防止対策等を徹底する必要がある。

なお、告発を行った不正受給事件の主なものは次のとおりであった。

①

②

第3 地方労災補償監察官制度の運用状況

1 地方労災補償業務監察の実施状況

地方労災補償業務監察（この項において以下「監察」という。）については、実地・机上・通信監察の実施状況及び監察実施後の措置状況を中心に監察した。

(1) 監察の実施状況

ア 実施状況

監察の実施については、ほとんどの局において、業務処理体制の確立状況、保険給付の迅速・適正処理状況、適正給付対策の推進状況及び不正受給等防止対策等の重点監察項目を設定した上で、各種請求書の処理状況、長期未処理事案の処理状況、適正給付対策処理状況、第三者行為災害処理状況等について、実地監察、机上監察及び通信監察を実施し、効果的な監察に努めている状況がみられた。

なお、平成14年度における監察の実施状況及び平成15年度の計画は次表ののとおりであった。

(局数)

回数	実地 監察		机上 監察		通信 監察		随時監察
	14年度 実施	15年度 計画	14年度 実施	15年度 計画	14年度 実施	15年度 計画	14年度 実施
1	0	0	18	17	25	24	5
2	0	19	4	6	0	1	1
3	25	5	2	2	0	0	0
4	0	1	1	0	0	0	0

特に、一部の局においては、随時監察を実施し、あるいは、監察時以外において業務指導等を行い、長期未処理事案の解消等に努めている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 監察時に各署から資料を提出させているが、項目等に斉一性がないもの
- ② 机上監察における支払証拠書の対象月が、前年度と同一月としているもの
- ③ 受任者払の適否についての通信監察における未回答者等に対する追跡調査を署に行わせているもの

したがって、監察の実施に当たっては、監察資料を精査し、併せて、署から

処理状況等について説明を受けるなどして、署における業務処理状況を的確に把握し、その上で問題点の分析を行い、その原因、理由等を明らかにするとともに、改善を要する事項については、具体的な指示・指導を行う必要がある。

また、机上監察については、特定の月の支払証拠書及び給付請求書に偏ることのないよう実施するとともに、通信監察については、調査対象の選定基準等を適切に行い、「郵送不能」等の追跡調査は監察官自ら行うことにより、確実に実施する必要がある。

なお、署における業務処理状況等によっては、業務処理等を推進、あるいは、改善させるために、必要に応じて随時監察を行う必要がある。

イ 監察結果

(ア) 局管理者への報告状況

監察結果の報告については、ほとんどの局において、監察終了後、局管理者に口頭で報告し、その後、文書により報告を行っている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 実地監察終了の都度、口頭により報告がされていないもの
- ② 適用・徴収関係の監察結果について、関係部長、関係課室長に口頭による報告がされていないもの

したがって、監察結果については、監察終了の都度、局長・関係部長・関係課室長に口頭で報告するとともに、遅滞なく文書により署における業務処理状況とその問題点等について、具体的に報告する必要がある。

(イ) 署に対する措置状況

署に対する指示については、ほとんどの局において文書により行い、是正状況については、文書報告を求め次回監察で確認を行っている状況がみられた。

また、指示事項を是正していない場合については、再度指示をする、局署協議を行う、管理者を個別に指導するなどの措置状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 是正・改善を要する事項について、文書による指示・指導を行っていないもの
- ② 期限を定め、文書で改善報告を求めているもの
- ③ 指示事項の内容が不十分なもの

④ 監察において、署に再調査させているが、調査結果の報告がされてないままにされているもの

⑤ 症状調査等の未実施について指摘しているが是正されていないことから、随時、業務指導をするなどして改善を図る必要があるもの

したがって、是正・改善を要する事項については、文書により具体的に適切な指示を行い、報告期日を指定した文書により改善報告を求める必要がある。

また、指示事項について、改善がされない場合には、適切な措置をとる必要がある。

(ウ) 監察結果報告書の作成状況

監察結果報告書の作成に当たっては、ほとんどの局において、全ての監察が終了した時点で労災補償課長、労働保険適用徴収主務課室長、監察官等により総括的な分析・検討を行い、取りまとめていた。

しかしながら、一部の局においては、関係各部課室長が検討メンバーとして参加していない状況がみられた。

したがって、監察結果報告書は、新年度における行政運営方針、実施要領及び監察計画等の策定に当たって重要な資料となることから、各監察項目ごとに業務処理状況等の実態を明らかにし、問題点及び是正改善を要する事項については、関係各部課室長が参画し、その原因を分析・評価を加えた上で、作成する必要がある。

なお、監察結果報告書については、各局において、署長会議、労災主務課長会議等で説明するとともに、各署等に配付して周知している状況がみられた。

(2) 監察結果の業務への反映状況

中央・地方監察における指摘・指示事項は、事務処理の適正化、斉一化、類似事案の再発防止等の観点から、ほとんどの局において署長会議を始め各種会議において周知・徹底が図られ、また、その内容によっては、実施要領等の見直し等の対応がなされている状況がみられた。

2 平成15年度監察実施計画の策定状況

監察実施計画については、各局とも行政運営方針、中央・地方監察結果、管内の

実情等を踏まえ、重点項目を設定するなど適切に策定されていた。また、策定に当たっては、地方労災補償監察官監察指針の改正（平成15年1月）（以下「監察指針」という。）による計画の見直し、検討が行われている状況がみられた。

なお、監察指針に基づく計画の見直しの結果、ほとんどの局が実地監察を2回とし、業務指導を積極的に行おうとしている状況がみられた。

第4 職員研修計画の策定及び実施状況

1 研修計画の策定及び実施状況

(1) 局の職員研修

職員研修については、各局とも、職員の事務処理能力の向上等を図る観点から、年間計画を策定し、職員の意見要望を踏まえ、実務に係る基礎的知識・医学的知識の付与、改正認定基準等の内容を織り込むなど時宜を得たテーマの設定や方法を工夫している状況がみられた。

研修の講師については、各局とも、主に監察官等の幹部職員が担当していたが、専門知識を付与する研修については、ほとんどの局において、専門医、労災法務専門員、損害保険料率機構担当官及び社会保険事務局担当官などを積極的に活用している状況がみられた。

特に、一部の局においては、次のような効果的な取組状況がみられた。

- ① 署長・次長の全員に対し不正受給防止・給付に係る指導ポイントを研修したもの
 - ② 事例検討による討論の場を設定しているもの
 - ③ 医療担当者に日医の医療事務講座を受講させていたもの
 - ④ 改正認定基準に係る研修に署長・次長を参加させているもの
- しかしながら、研修の内容・時間が不十分であるものもみられた。

したがって、各局とも、対象者、内容及び実施時期等を十分考慮し研修計画を策定した上、今後とも、充実した研修を実施する必要がある。

なお、研修の実施内容は第3表のとおりであった。

(2) 新規採用職員・新任労災担当職員に対する署独自の研修

新任労災担当職員等が配置された署においては、署独自に、労災保険制度の概要をはじめ、補償給付の基本的な考え方等、業務を行う上での基礎知識を付与することを目的として実施していた。

(3) 業間研修の実施状況

職員に対する業間研修については、ほとんどの局において、実施要領、各種会議及び地方監察時に計画的な研修を実施するよう指示しており、ほとんどの署においては、個別請求事案の検討・協議の場のほか、補償給付の現地調査に幹部・中堅職員が労災業務経験の浅い職員を同行するなどして実施指導に当たっている状

況がみられた。

特に、一部の署においては、新任職員に対して指導担当官を指名し積極的な取り組みを行っている状況がみられた。

第3表 職員研修の実施状況及び内容

研 修 内 容	内部講師		外部講師	
	局 数	回 数	局 数	回 数
管 理 者 等 研 修	21	25		
新任署・次長研修	3	3		
新任労災主務課長研修	14	16		
署長・次長研修	1	2		
労災主務課長研修	3	4		
新任労災担当者研修	21	24	1	1
労災補償業務研修	19	23	8	8
疾病・障害等級認定研修	17	23	13	16
第三者行為災害研修	8	9	2	3
年金・福祉担当者研修	5	7	3	4
その他の研修	8	8	2	2
合 計	99	119	29	34

2 平成15年度職員研修計画の策定状況

平成15年度の職員研修計画については、ほとんどの局において、基礎的専門的知識・技術の付与による職員の事務処理能力の向上を目的に、職員からの意見・要望及び管内の実情等を勘案し効果的・効率的な実施等に留意し策定している状況がみられた。

平成15年度中央監察実施労働局及び労働基準監督署

労働局名	監督署名
北海道	札幌中央 函館 岩見沢 釧路 滝川 帯広 苫小牧
青森	八戸
岩手	花巻
宮城	仙台
福島	福島 会津
栃木	宇都宮 栃木
群馬	前橋
東京	新宿 亀戸 品川 王子
新潟	新潟 三条
富山	富山 高岡
山梨	甲府
岐阜	大垣 関
愛知	名古屋南 一宮 瀬戸
滋賀	大津
京都	京都上 京都下
大阪	大阪中央 大阪南 羽曳野 茨木
奈良	奈良
島根	松江
広島	広島中央 福山 尾道
徳島	徳島
愛媛	松山 新居浜
福岡	北九州西 福岡東 久留米 大牟田 飯塚
長崎	諫早
宮崎	宮崎 都城
沖縄	沖縄
25局	53署